

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和4年度第1回松阪市人権施策審議会
2. 開 催 日 時	令和4年6月13日（月） 午後2時00分～午後3時30分
3. 開 催 場 所	松阪市福社会館3階大会議室
4. 出席者氏名	【委員】 筒井美幸、皆川治廣、青木浩乃、岡本俊光、庄下としゑ、 関口信人、世古佳清、竹岡由美子、水本雅久、渡邊和己 【事務局】 人権・多様性社会課 人権・多様性社会担当参事（越川） 人権・多様性社会課 人権担当主幹（大川） 人権・多様性社会課（下村）
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	2 人
7. 担 当	松阪市環境生活部 人権・多様性社会課 TFL 0598-53-4017 FAX 0598-26-4035 e-mail jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

議事

1. 委員の委嘱について
2. 会長・副会長の選任について
3. 松阪市人権問題についての市民意識調査について

議事録

別紙のとおり

令和4年度第1回松阪市人権施策審議会議事録

【日 時】 令和4年6月13日（月） 午後2時00分～午後3時30分

【場 所】 松阪市福祉会館 大会議室

【出席委員】 (10名) 筒井美幸、皆川治廣、青木浩乃、岡本俊光、庄下としゑ、
関口信人、世古佳清、竹岡由美子、水本雅久、渡邊和己

【欠席委員】 (5名) 井川東、一ノ木孝明、栗田季佳、酒井由美、前田浩

【事務局】 人権・多様性社会課 人権・多様性社会担当参事（越川）

人権・多様性社会課 人権担当主幹（大川）

人権・多様性社会課（下村）

○事務局より開会の辞

○欠席者報告

井川東委員、一ノ木孝明委員、栗田季佳委員、酒井由美委員、前田浩委員

○傍聴者報告

2名

○人権・多様性社会担当参事よりあいさつ

本日は、ご多用のところ令和4年度第1回松阪市人権施策審議会にご参加いただきましてありがとうございます。また、審議会の委員をご快諾いただきまことにありがとうございます。このたびは昨年に引き続き委員をお願いしていた方、新たに委員になっていただいた方合計で15名の方をお願いしております。本日、皆様におかれましては、松阪市人権施策基本方針改定に向け、実施を予定しております「松阪市人権問題についての市民意識調査」について、ご審議をいただきたいと思っております。より良い人権行政を推進していくためにも、日頃からそれぞれの分野で、ご活躍をされておられます委員の皆様方から、忌憚のないご意見をいただくことは、大変意義深いものと考えておりますのでよろしく願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○議事

1. 委員の委嘱について

出席委員 10 名へ委嘱状の交付を行う。

各委員が自己紹介を行う。

2. 会長・副会長の選任について

意見なしのため事務局より提示。会長に筒井美幸委員。副会長に皆川治廣委員を選出。

会長、副会長より挨拶。

3. 松阪市人権問題についての市民意識調査について

【事務局】

それでは、ここからの議事進行は審議会規則によりまして、会長にお任せします。会長よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。それでは規則に基づきまして私の方が議長を務めさせていただきます。また、議事の進行にご協力の方よろしく願いいたします。それでは、事項書の 3 にあります、松阪市人権問題についての市民意識調査の実施について、事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局】

失礼します。松阪市人権問題についての市民意識調査の実施についてご説明をさせていただきます。松阪市につきましては、今後、人権施策基本方針の改定について進めていきたいと考えております。前回の審議会では確定していなかったことも多かったところなんです。基本方針改定に向け、今回、人権問題についての市民意識調査を実施させていただくこととなりました。今後につきましては入札を経て、令和 4 年 9 月頃になると思うんですが、16 歳以上の松阪市民に対し、無作為抽出において 1,500 名の方に調査票を郵送し、返信用封筒にて回答いただく予定です。また調査票送付後、対象者に対し、リマインドはがきを送付する予定でも進めております。設問につきましては 16 ページ 30 問程度を予定しており、現段階において、松阪市において作成しました調査票案を、審議委員の皆様へ送付させていただいたところです。質問項目といたしましては、人権問題に関する関心度、認知度などの一般的な質問、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がいのある人の人権、同和問題、日本に居住する外国人の人権、様々な人権と分けて聞いておりますが、ページの都合もあり、このような内容で質問案を作成いたしております。なお、7 ページの問 9 の設問 3 に、男女共同参画週間について記載があるのですが、こちらについては 7 月となって

おるんですが、男女共同参画週間は6月ですのでそこについて訂正させていただきたいのと、9ページ問15の設問、設問9のカッコ内について、「ぜんあく」というところのルビの振り方が「ぜんい」となっておりますが、これは「ぜんあく」ですので訂正の方をさせていただきます。調査内容について皆様よりご意見いただければというふうに考えております。なお予算の都合により調査対象件数につきましては1,500名であること、調査票のページにつきましては16ページとなることにつきましては、調査の変更は難しいものと考えております。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【会長】

ありがとうございました。今、説明をしていただいたんですが、皆様、事前に少し目を通していただいているかと思えますけれど、今からご審議いただきたいと思えます。ご意見等ありましたら、挙手の方お願いします。

【副会長】

質問項目拝見させていただきました。それで前回と前々回に意識調査に関わってるんですけども、2点だけちょっと確認させていただきたいんですけど。16ページの問29の1なんですけども、前回と前々回の方は、LGBTについてあまり意識が高まっていなかったんで、性別を書いてくださっていうんですけども、これ直球で投げていいのか。というのは、やはり心と体の乖離で、やはり男性と女性から乖離してる人がいるんで、いきなりこれ直球で「あなたの性別を教えてください」と言ってしまうのは、書きづらい方もいらっしゃると思うんです。それを例えばもっと和らげて「可能であるならば」とか、「原則として」とかそういう言葉入れないと、問の26でせつかくLGBTの話をしてるのに、いきなり直球で性別聞くっていうのは、ちょっとなんか私、違和感感じたもんですから。やっぱりこれは、現代の男女混合名簿、私もそうなんですけども、男女混合名簿で女性と男性の付記はありませんので。そうするとこれ直球を投げていいのかちょっとここで少し疑問に思ったということと、それから、先に2点目申し上げますと、15ページの問28に、自由記述欄があるんです。前回も前々回も皆様方にご確認いただきたいと思うんですけども、いろんなご意見が入ってくるもんですから、中にはちょっと辛辣な言葉も出てくるんです。それはそれとして、やはり市民の意識はそういうものだということで認識しなくちゃいけませんし、ここで隠しちゃいけませんので、我々が操作して、この意見はまずいなって消してしまうことはちょっとこれまずいんで、自由記述欄については原則公開ということですね。殺人とかそういった明白な危険がない限りは、できるだけ公開するっていう、そういった方向に持っていければなという、そういった意見を持っていますので、2点だけご指摘させていただきます。

【会長】

ありがとうございました。この点につきまして、1個ずつ事務局からよろしいです？

【事務局】

ありがとうございます。委員にご指摘いただきました、問 29 の 1 の性別でございますけれども、実を言いますと、この書き方はうちの方でもだいぶ揉んでおっただけです。ありがとうございます。初めは、男性・女性・その他にするのか、例えば、言っていたようにその設問のところに、「あなたが認識する性別はなんですか」にしようとかですね。実を言いますとまだちょっとこの点まだペンディングと申しますか、まだまだ検討状態でございますので、逆にそういった点言っただけならば、そういった基準も直せますし、なかなか今、特に言われてますように、今回初めて LGBT についての質問内容を、様々な人権の中で 2 つ作らせていただきました。そのこと踏まえてもう少しこの性別のところは慎重に検討し、内容の回答欄をと思えますし、そのつもりですのでよろしく願います。ありがとうございます。あと、問 28 の自由記述についての公開ですけども、その点については、やはり公開させていただく方向では考えております。ただ、今言われましたように、なかなか難しい、あまり辛辣な内容になりますと、そこはやはり少し考える必要があるかと思っておりますが、基本は公開がいいかなと考えてますので、ご理解の方よろしく願います。

【会長】

ありがとうございます。今、事務局の方から説明をいただきましたが、これについて皆さんの方からご意見があれば発言をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしく願います。

【委員】

問 29 の 1 ですね、性別。これは必要なんですか。男性であろうが女性であろうが回答いただいたら別にいいんじゃないかと私は思うんですが。それと、問 29 の 2 ですね。年代別、書いてあるんですけど、これは無作為に送られるわけですね。1,500 名に。そして全部 10 代のところに行ってしまう可能性もあるんですね。極論ですけど。この年齢も分ける必要があるんでしょうか。10 代の人何名何名って抽出して送ってみるんだったら分かるんですけど。さっき言いましたように、10 代の人に 1,500 名送られる可能性もないとはいえませんよね。その点でこの年代別の分類が必要なのかどうかという気もします。以上です。

【委員】

すいません。その件で補足を私も同じ意見なのでさせてもらっていいですか。私も同じような考えがありまして、11 ページの障がいのある人の人権に関してなんですけど、障がいの割合ってやはり低いんですね。私の身近な父でさえも障がい者とあんまり関わったことがないっていうような状況の中で、先ほどおっしゃったように、1,500 名、予算が限られてるとは思うんですけども、そういった、対象の方にこれが届くのか。また、その中でも、

障がい者の方って、重度であったり軽度であったり障がいがあったりする中で、こういう選び方、無作為っていうので果たして正しいのかどうか。またこの意見が、最初に説明された冊子の方に反映されるとなると、よろしいものなのかなという疑問はありますので、補足させていただきます。

【会長】

ありがとうございました。事務局の方は、いかがですか。

【事務局】

年齢のことについてなんですけれども、当然ながら無作為ではございますけれども、その年齢によって、どういったふうな人権意識を持ってるか、これにつきましては、やはり若い方の意識、私らみたいな年代の意識、それから私らより上の方の意識。当然ながら、意識の持ち方なんか変わってくると思います。ですので、やはり教えていただけるのであれば、年齢を書いていただいて、その年齢層によります人権意識を調査したいというふうに考えております。当然ながらこれによりまして、これからの人権施策の方向性も決まって参ります。その方向性はですね、決める中ではやはり年齢というのは、ある程度重要なものというふうに考えております。問 18 とか 19 の辺り、障がいのある人の人権について。そこで要するに障がいのある方がなかなかアンケートの方になかなか合わないというふうな形の意見だと思いますけれども。女性の、例えば、ちょっとごめんなさい。これ私の方の説明があれかわかりませんが、女性の人権についてって言いますと、どうでしょうか。よく昔言われましたのは、女性問題というのは、女性の問題じゃないですよ。あくまでも、男性の問題っていうか、その当事者じゃなくって、当事者を取り巻くものの問題という風に私は捉えております。ですので、ごめんなさい。私の一意見なんですけれども、当然ながら人権意識について、あくまでも差別をする側される側ではございませんけれども、そういったことでしっかりと調査させていただいて、それぞれの皆様がどんなふうな人権意識を持っていたりするのか、健常者が障がい者に対してどんなふうと考えておるのか。男性がどんなふうと考えておるのか。中には外国人のことも伺います。日本人が外国人に対してどんなふう感じておるのか。当然ながら私ども、これから人権施策を進めていくことに関しまして、やはり今現在の状況をすべて知りたい。今現在の状況を知ることによって、今後の施策の基本方針を作っていきたいと思っておりますので、この点ですね、一つ理解の方よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

【会長】

ありがとうございました。今、皆さんのご意見に対して、市役所の方から回答ありましたが、その点についてどうでしょうか。ご了解いただけましたでしょうか。

【委員】

私の意見ですけれども、例えば 10 代、20 代、30 代せめて年代別に振り分けて、その中から無作為抽出をしていくっていう方法は、例えばとることは可能ですか？

【会長】

いかがでしょうか。

【事務局】

そちらにつきましては可能です。調査の内容によって、まだ細かいところで精査してないんですが、松阪市の住民の比率に合わせて、世代別に調査件数を割るということは可能です。

【委員】

そうすると、10 代の方ばかりということにはならないので、いいですね。よろしくご検討ください。

【会長】

ありがとうございます。年代別に調査件数を振り分けていただく。お願いします。

【委員】

そのところで、問 29 の性別のところなんですけど、やっぱり性別は、調べるべきかなと思って。女の人とはどんな風に考えるか。男の人とはどんなふうにかっていうのも、やっぱりアンケートとる以上は、これ調べていく。ジェンダーの場合もありますし、男女っていうね、思ってみえる方もそういう人もいますし、ありますけど、そこ考えてもらうけど、性別教えてくださいやったら。私も一応やってみたんですけども、全部アンケートって書いてみたんですけども、躊躇なく女って書いたんですけども、やっぱりそういう傾向を調べるっていうか、それが大事と違うかな、それは必要なん違うかなと思いますので、ここは必要かなと思いました。以上です。

【会長】

ありがとうございます。問 29 の 1 番の性別については、もう少し表現を変えた方がいいんじゃないか。この項目自体が必要か。それから、今、必要ではないかという様々なご意見をいただいておりますが、皆さんどう思われますでしょうか。じゃあ、事務局お願いいたします。

【事務局】

前回の調査結果の資料からちょっとご説明の方をさせていただきますと、子どもの人権

につきましてはやはり 10 代の方、全体の中のものより、10 代の方については、回答の傾向がやっぱり変わってくると。高齢者の人権につきましても、60 代以降につきましても、やっぱり傾向が変わると。先ほどおっしゃっていただいたように、女性の人権につきましては、男性・女性の考え方が違うという傾向が、設問によって変わってくるというところがありますので、そちらの方については一応、調査の内容という形でご説明させていただきます。

【会長】

ありがとうございました。今回のこの意識調査の中では問 26、27 の方で LGBT について初めて今回入れていただいているんですね。こういうことが今社会の中で言われているということを見ると、どうでしょう。ストレートに聞くというよりは、最初におっしゃっていただいたように、表現をもう少し変えて、ご自身が認識される性別とか、原則って言うとおかしいですけど、書ければ書いてくださいみたいな、こうちょっと表現を変えることで、書きづらさを抱えている人の気持ちに配慮するというふうにしてはどうかというふうに思うんですが、その点皆さんいかがでしょうか。

【委員】

表現を変えた方がいいと思います。

【会長】

聞くことでいろいろな傾向を見るというためにあってもいい項目だとは思いますが、書き方の問題かなというふうに思うので、その辺のところをまた事務局の方でもご検討いただいてもよろしいでしょうか。

【事務局】

わかりました。検討の方させていただきます。

【会長】

委員の皆さんも、性別のところはそれでよろしかったでしょうか。はい、お願いします。

【委員】

問 19 番の 1 ですけれども、人権相談っていうのは、ここへ上がってるんですけども、障がい者の場合は障害者相談員制度っちゅうのがあると思うんですわ。各市町委託の状態です。以前は県でしたけども。今、市町から身体障害者相談制度というのがあると思うので、それをちょっと文章的に謳ってもらったらどうかなあと思うんです。ただ単なる人権相談でもいいんですけど、障害者相談員制度っちゅうのはもう、ずっとある状態ですから、何かあった時にはそういう相談員の方に声をかけるとか。そうでないと、相談員があること自体もわか

らない場合が多いものでね。そういう文章を入れてもらうとどうかなってのが一つあるのと、それから一番最後に、職業のどこにあるんですけどね。もうすでにもう職業無職の状態だとどんな状態なのかわからないから、僕はその他のところに、施設へ入ってる入所者、施設入所とかいうただし書きか何か入れていただきたいと思うんです。施設入所というのは、かなり高齢者施設の中にもあるし、障がい者の中でも施設に入っているとかがいるんです。その職業ってこだわると、ちょっとどうかなと思うんで無職とかその他の項目の中で、そういう施設入所中とかいうのは、選べたらどうかなと思って提案します。

【会長】

ありがとうございます。新しい質問ですけれども、問 19 については、障がい者の相談員制度について触れてはどうかということですね。

【委員】

以前は三重県の身体障害者相談員という制度で、各市町から何人かみえるんですけど、今はそれが各市町へ移管されてますので、松阪市の身体障がい者相談員というのがある。名称的には。だからそういうのは、あること自体が分からないかどうかかわからんで、そういう、なんらかのこういう制度をもう少し周知する方法があればと思っておりますんで。市町に移管されたことによってね、市の場合はあるんですけど、町の場合は、相談員がない町があるんですよ、現在。県の会議でもよく言われるんですが。それっちゃうのはね、この身体障害者相談員というものの、一応精神とか知的とかそういういろんな相談も一応対象になるわけですね。名称的には。そうなんですけど、そうなってくると、市の場合はそれぞれの障がいの担当者の中から選んで相談員になってもらってますけれども、町やと、何百人に対して 1 人ちゅう、枠になってくると、精神から知的から、それは難病からなにかから受けた人は全部、相談のらんなあかん。そうなってくると、その相談のれないということで、相談員ができてない現状の町なんかあります。市の場合は、松阪市でも何人かな。相談員として。それをもうちょっとこう、全体的にこれ障がい者の関係の周知をしてもらうためにも何らかの方法を、こうやっていただきたいと思うんで提案した次第でございます。

【会長】

ありがとうございます。では問 19 に対する質問と、最後に問 29 の 3 で、無職・その他のところに施設に入所しているという項目を入れてはどうかという二つ。ご意見いただいておりますが事務局の方いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。問 19 の方ですね。先ほど言われてましたように、その 1 番のところの人権相談や電話相談、そのさっき言われました新たな制度って言いますか、障がいの

方含め相談内容として制度とかあります。身体障害者相談員制度もそういうような形でちょっと少し一文入れたと思います。よろしいでしょうか。

それと、あなたの職業を教えてください。ということになるんですけども、施設入所、当然ながら高齢者の方も当然そういうところもありますし、障がい者の方もありますので、そういったところもですね、项目的に職業というか、あなたの状態になるかと思うんですけども、そういった形で少しでも回答しやすいように、少しそのあたりも工夫したいと思いますのでよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

【委員】

無職の括弧の中に項目を入れてもらうとかいう方法もあると思うんで。

【事務局】

わかりました。はい。

【委員】

先ほどの回答の中で、問19の中で、人権相談や身体障害者相談とおっしゃいましたが、これ身体障がい者限定の相談ということでもいいですか？

【委員】

市の場合はほとんどそうです。身体と知的と精神。

【委員】

いや、身体障害者相談員なのか。

【委員】

制度としてはそうです。

【委員】

障害者相談員制度なのか。

【委員】

一応、名称的には身体ついてるんです。

【委員】

そういうことだと、一般の方だと身体障がいにしか分からないんじゃないんですか？

【委員】

体幹だけの悪いじゃなくて身体ということで、もう大きくみな身体の障がい者の相談になるんです。

【委員】

そういう言葉なんですね。

【委員】

体幹的に手が悪いとか足が悪いとか、そういう項目じゃなくて。

【委員】

わかりました。その説明を入れないと、身体障がい者っていうと、一般的な常識からすると、身体の障がい者になりませんか？

【委員】

まあ、どうしてもあれやったらあの分かりやすいように身体やめて、相談員制度っちゅうのでも。

【委員】

私がお話したいのは、それぐらい、障がい者の相談員制度というものが浸透されていないんですよね。だからここに間違っただけを書いちゃうと、誤った解釈になってしまうので、その辺は考慮して書いていただきたいんですよ。

【事務局】

一度、原課の方に確認させていただいて、一番いい方法を取らせていただきます。私らもちょっと不勉強で大変申し訳ないんですけども。すいません。今ですね、委員言われて、私初めてそういう制度を知ったような状況でして。少し原課の方と、障がい福祉課になると思いますが、少しこういった意見があったのでこれの一番いい表現の方法ですね、要するに誤解を招かないような。それともう少し推敲というか、文章をもう一度しっかり考えますので、どうぞよろしく願いいたします。

【委員】

今の意見について、例えば、この制度をご存知ない方がいらっしゃるっていうご説明でしたので、欄内にこの制度に関する説明をこう四角かなんかで囲んで、短い説明を入れて周知もできるっていうふうにしたらいかがでしょうか。

【委員】

いいですね。いいと思います。

【会長】

事務局の方はいかがですか。今の意見に対して。

【事務局】

すいません。どういう感じで載せるかまだちょっと今お話聞いたばかりですので、すぐ回答の方が難しいんですが、変えさせていただきますが、また他にもそういうお話が出てくる可能性があるのも、もし何かその難しい表現の文言とかが、他に記載せなあかんことがありましたら、あわせてお聞きできればと思います。一つのことを載せるというイメージのものというのはちょっと違うのかなと思いますので。すみません。よろしくお願ひします。

【会長】

今の皆さんのご意見をもとに事務局の方でまた第2案といいますか、作っていただいて、それをまた検討させていただく機会があるのでしょうか。

【事務局】

実際のところ審議会の開催ということになりますと、年内に基本方針を策定するというところまでと、スケジュール的なものを考えますと、一番初めにも申し上げさせていただいたように、9月に調査の方をしたい。で、調査に関して入札の手続き等につきましてもあるので、あまりそれなりの時間を持てるような状況ではないというのが実際のところであります。連絡をさせていただいて個別に聞かさせていただいた方に、その意見について、合っしておるかどうかの確認等についてはできるんですが、会議という形までちょっとできるかどうかは、ちょっと難しいんじゃないのかなとは思ってます。

【会長】

今までですけど、ご意見いただいた方にフィードバックがあるというようなお話でしたが、時間的な制約もありますので、そのような形でまずはまとめていただいて、それぞれご確認をいただいて、アンケートの方を実施するような形になるということですね。スケジュール的にはじゃあそれで大丈夫そうですね。よろしくお願ひしたいと思います。では他にもご意見あるかと思ひますので、お聞かせいただければと思ひます。いかがでしょうか。お願ひします。

【委員】

問 25 でさまざまな人権ということで、インターネットや SNS って載ってるんですけれ

どね、範囲が広いですよ。色んな情報が流れてますよね。そういった中で、下に書いてありますような、具体的なあれがあると思いますんで、これ若い人らはすぐにわかると思うんやけど。例えば、SNS なんていうのもですね、年齢が高年齢の人たちというのは、私たちが含めて、わかりにくいところがあると思うんで、その辺の範囲を広げてもらったらどうでしょうかね。テレビとか新聞とか色々と、情報伝達のあれはありますけれども、そこまで広がるとやりにくいんですか？ そうしてもらった方が意見の吸い上げは、上がるんじゃないかと思うんですけども。

【会長】

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。委員おっしゃるように、インターネット、SNS、それとプラスアルファで要するにマスコミ関係って形でよろしいですかね。新聞とかテレビとかいう形で。私らが思ってますのは、急速にやっぱりインターネットや SNS が発達して参りました。それと、インターネット、SNS ってのは、誰もがそこに書き込めるわけです。誰もがそこに書き込んで、要するにすごい発信力があります。やはりそのテレビとか、新聞等ありますがそのマスコミという会社を通じますので、少しそのあたり意味合いが違ってくるのかなと。ですのでごめんなさい。特に昨今やはりその SNS 上の、今日もですね確か侮辱罪の厳罰化ってのが今日お昼のニュースに流れておったんですけども、そう考えるとその SNS とかインターネットを介しての誹謗中傷により、ある方が自殺されたというふうな悲劇を生んでおりますので、そういったことも含め、やはり今回さまざまな人権の中でインターネットや SNS を活用した誹謗中傷、そういったことに焦点を当てて少しでも調査をしていきたい。特にやはりその昨今言われております差別の現状なんかも、調査していきたいと思うんで、ちょっと少しご理解の方お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【会長】

よろしかったですか。マスコミ関係については一応規制がかかっているのでテレビ新聞等には、あまりそういう人権に配慮していないような表現っていうのは、比較的少ないのではないかと思いますよね。ご高齢の方々にとって、インターネット、SNS って書かれると、知らんっていうふうに、もうこの問いに答えようとしなくなっちゃうという心配から今ご発言いただいたんですよ。

【委員】

SNS なんて言われても分からんのですわ。

【会長】

配慮という面であると思うんですが、どうでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。先ほどのですね、括弧書きの説明文ではございませんけども、SNS につきましてもですね、例えばこういうのが SNS であると。いうふうな形でですね、少しの説明文であれば付け加えさせていただこうかなとは思いますが。SNS、いわゆる Facebook であるとか、そういった、実際のアプリ名出した方がですね、少しでもわかり易いのであればですね、そのあたり、SNS はこれですって感じですね、少しでも回答いただけるような形で、分かりやすいアンケートにします。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

【会長】

もう少し説明を入れていただいて、どういうものことかっていうのは入れていただくってようなイメージでよろしいですか。

【委員】

別件でいいですか。

【会長】

お願いします。

【委員】

アンケートって初めてなんですか。

【事務局】

前回にもこちら作らせていただきました。

【委員】

それも同じ条件？1500 人ぐらい？

【事務局】

違います。もっと人数多かったですし、実を言いますと前回のアンケートにつきましては、アンケート期間 1 年間あります。

【委員】

例えば、アンケート何人に送って、どれぐらいの回答率があったのかとか。

【事務局】

よく市の方で3,000人アンケートと言って、いつもこの後、大体7月8月ぐらいに市政のことについて、3,000人の市民の方を対象にアンケートをさせてもらってるんですけども、そこで聞かせてもらおうと、大体半分弱ぐらい、50%ぐらい返ってきてるんです。逆に言いますとこれ他の市から見ますと、すごい回答率なんですよ。だいたい3割ぐらいと言われるんですけども。ただ松阪市の場合は3,000人アンケートすると、半分の1,500近く回答があります。前は4,000件を対象に調査させていただいて、有効回答数は1,956でした。ですので、有効回答率48.9%です。ちょっとこれも、なかなか今の状況で言うと、すごい高い数字と私は感じています。ただ、当然ながらこれをさせていただいたのが、調査期間2012年の9月1日から9月28日、ちょうど今から10年前になりますので、同じような回答率になるかどうかはわかりませんし、前は4,000抽出サンプル数ですのでちょっと今回より少し数字多いんですけども、これと同じような数値で返ってくるような形を期待しております。ですので、少しでもわかりやすい内容に努めますので、またご意見をよろしく願います。

【副会長】

予算幾らとってるの？何百万？1,500人やったら予算の関係？前回4,000でこれいきなりだったら変異差が出てくるんじゃないの？

【事務局】

おっしゃる通りですね。本当に申し訳ございません。事務局の説明当初の中で、予算の関係でこの抽出数をついていうふうに申しましたけど、抽出数とその設問数って形でさしていただきました。予算の関係ですみません。

【副会長】

300万？

【委員】

1,500通やったら、700通ぐらいしかないね。

【副会長】

サンプル数、母数少ないんじゃないの。正しい正確な数字は前回から比べられないんじゃないの。

【事務局】

内容も問題も全く違いますし、そのあたりのところは。

【副会長】

どれだけね、意識が上がったかっていうのもあるし、どこに問題あるかってのをちゃんとしっかりしなくちゃいけない。母数が多ければ多いほどこれ正確な推移が出てくるんで、1,500人だと、やっぱりねちょっと前回と比べて、中途半端な数字が出てくんじゃないかと、危険性は無いわけじゃないよ。議会上げるとかそんなことできない？前回と比べられないんじゃないの？だから。

【委員】

1,500の中で30%とかだったら、500～400とか、そんな中で、果たしてそれは正しい意見なのかなって思う。統計もね。

【副会長】

施策の結果とかね、施策の成果、市民の人権意識が上がったのかどうか、どこに問題あるかってのはやっぱり、前回と比べて。やっぱり抜けてる部分あると思うんだよね。やっぱりね、その部分をちゃんとチェックして、松阪市が積極的にその部分を穴埋めしなくちゃいけないから、それは。だから変な意味ね、穴が見つければ見つかるほどいいんですよ。それをやんなくちゃいけない。だから穴が見つかってそれは大変だというよりも、穴が見つかってそこは、てこ入れしなくちゃいけないということがはっきりすればいいんですよ。だから穴が見つければいい。多ければ多いほどいいんで。それはいろんな意見持ってる人いるから、そういう意味ではねやっぱり悪い結果で、いい結果出るもいいんですけど、悪い結果出たら出たなりにそれは、いい結果なんですよ。それは松阪市が足りなかった部分という。別に説教するつもりありませんけども。

【事務局】

10年経ってやはり意識を調査したい。それによって新たな基本方針を作りたいとその思いだけでございますので。

【副会長】

個人意見として1,500人は残念だなんていう意見でございます。非常に残念だなんていう。予算の関係なんでここで言ってもしょうがないけど。

【会長】

変わらないですよ、ご意見いただいても。

【副会長】

3,000 人はいなくちゃ駄目じゃないの？前々回は 3,000 人だったんじゃない？前回は 4,000 人でしょ？その前は 3,000 人じゃなかったの？平成 11 年は。

【委員】

今回、1,500 じゃなくてもうちちょっと増やしてもらって、状況見てもうたらね、比較しやすい。

【事務局】

1 番冒頭でも言いましたように、もうこの 1,500 がギリギリでして。

【委員】

1,500 やと 1%か。住民の。

【副会長】

第 1 回目の時が多かったと思いますよ。それで相当 500 万ぐらい予算、350 万はあったんじゃない。

【事務局】

はい、そうですね。

【副会長】

350 万から 400 万ぐらいかな。そのくらい予算とっていただいて、3,000 人。第 1 回が 3,000 人ぐらいかな。

【事務局】

大体 3,000 人。ですんで、3,000 人しますと大体半分が 1,500 返って参りますので。

【副会長】

まあ、それはお金の問題なんでね。

【事務局】

よろしく申し上げます。

【会長】

タイムスケジュールから考えて1年間かけてアンケートを実施するっていうのであれば、今のご意見いただいて、予算増えたから追加でっていうのもありますけど、9月にアンケートしようと思ったら、議会の方が、間に合わないんじゃないかなと。

【副会長】

なぜこんなに急ぐの？2007年でしょ。あと2012年でしょ。それから8年経ってるんだよね。でも10年前だけでも、今年にしなくちゃいけない説明とか理由があるの何か。急ぐ必要ってのは。今年度でこの予算が終わっちゃうからやらざるをえないのか。もっとゆっくりやっても別に意識なんてそんなに変わるわけない。もっと丁寧な人権意識調査の方が、より市民の方も納得できると思うんだわ。慌てて慌てていきますってね。それは議会対策？ちょっと個人的意見で、願って言うだけですけど。

【事務局】

これ前回の時から10年経っておりますし、それとあとは内容が少しやはり今の状況とそぐわないところがありましたので、これまでの協議を踏まえて、1日も早く、これの内容を変えたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

【会長】

大丈夫ですか。

【副会長】

1日も早くやりたいって気持ちだからしょうがないわな。

【事務局】

ただこれはもう議会答弁にもありますけど市長の方からも、しかるべき状況になったら、この内容を変えるというようなこともありますので、今ちょうどそのような形で、こちらの基本方針の変更をと考えております。よろしく願いします。

【会長】

多分、予算的な部分については、今更っていうところもあるのかもしれませんが、確かに1,500っていう数字は、市民アンケートをベースにしてるのであれば、せめてそこまで同じ数字は欲しかったなというふうに思いますけれど。いろいろな事情があって、予算的にもタイムスケジュール的にも今回はこの規模で実施せざるをえないっていう状況について、今ご説明をいただいたかと思うんですが、その点については皆さんもうよろしいでしょうか。はい。ご意見いただけますか。お願いいたします。

【委員】

予算を変えずに有効回答率を上げる工夫として、設問を見せていただくと、「一つだけ」とか、「すべてに」っていう設問が混在してますよね。私たちもアンケートをよくするんですけど、1つだけっていう項目に複数チェックが入っていたりすると、もう有効回答数としてカウントができなくなって。例えば「一つだけ」とか、「すべてに」の下に下線を引くとか、工夫をすることで有効回答率を上げることができるんじゃないかと思います。

【会長】

設問の仕方のところですが、確かに問 11 女性の人権については、一つだけ○をつけてくださいになってますが、その下の問 12 はすべてに○をつけてくださいになってますね。この辺の工夫ですがいかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。そういう形で直していきたいと思います。とてもわかりやすい形でありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

【事務局】

逆に事務局の方からなんですけども、今回こちらルビの方を振らせていただきました。ただ、漢字にルビは振ったんですけども、カタカナにルビは振ってないんですよ。一番初めを見ますと「アンケート」のところは、カタカナそのままアンケートなんですけども。それとあと、ポストに入れて下さいの「ポスト」もカタカナなんです。この辺り逆に会長にお聞かせいただきたいんですけども、ここもひらがなでさせてもらった方がよろしいですか。ひらがなのルビをカタカナの上に。

【会長】

ありがとうございます。外国人住民への配慮の点だと思うんですが、カタカナにもルビを振った方がわかりやすいと思います。もう一つ言えば、漢字にルビを振るだけでは実は伝わらなくてですね、漢字が難しいので表現が難しいんですね。できるだけもう少しわかりやすい日本語にルビを振るとするのが理想なんですけど、ちょっとタイムスケジュール的にも厳しいところがあるかなと思ひまして、今回はちょっとそこまでは思っておりませんでした。ただ、カタカナにルビを振るのは入れられると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】

問7のところ、1・2・3ってありますよね。この上の、実際、1が内容を知っているってことですよね。これがちょっと、2があることは知っている。で、3は知らないってことやと思うんですけど、ちょっとここはひっつき過ぎとって、これ2行に渡って書いてるじゃないですか。理解しにくいかなと思いました。

【事務局】

表記の方法ですね。

【委員】

はい。文字をもうちょっと小さくして吹き出しみたいにするとか、何かちょっとしないとわかりにくいなと思いました。それから、すべて、どのように皆さん考えますかとかは実態ですよね、どんなふうに考えるかということ。それで、どうすれば、必要なことはどんなことかっていうことになってますよね。結局、あなたはどんなことを実行していますかっていうことに、突きつけられた方が、その人にとっては、こんなことやっていくって自分の心構えみたいところが、やっぱりいるのかなと思うので。その内容的に、アンケートの必要なことはどんなことですかとか、その部分を、どんなことを実行していますかっていうふうにした方がいいかなとか、考えながら書いていたんですけども。よく似たことばかりなので、ちょっと長いなと思いながら一応自分でも答えてみたんですけども。やっぱり自分に突きつけられて、どんなことを実行してるかっていうことを、自分がやっぱりそういう行動していかんあかんと思うんですよ。そのために、こんな行動をするっていうことが大事なのかなと思うので、そこら辺は実態掴んで、どんなことが必要かということがわかって、それを実際やっぱり実行することが大事だと思うので、そこら辺を、またちょっと考えてもらえたらなっていうのを思いました。全部ひっくり返ることになったりするかわかりませんが。またそんな、自分がやっぱり行動していかんあかんっていうことやと思うので。何をするにしてもね、行動が大事かなと思うので。以上です。

【会長】

ありがとうございました。内容を知ってるか知ってないかだけではなく、行動に結びつけられるような問にしてはどうかということで。事務局の方はいかがですか。

【事務局】

認識度につきましての質問については、ある程度、いろんなところの調査の回答によって傾向が見えてくるかなということで、この設問については入れさせていただいたところです。行動に関することについては、質問項目についてのないところには出てくるんですが、研修を受けたかどうかということ等含めて、そちらの方に流さしていただくような質問の

回答ということで、送らせていただいとったつもりではあるんです。で、質問項目自体このページ数から、実際この調査、質問につきましては、これを入れるところで事務局の方もかなり設問について圧縮した形というんですかね、16 ページしかない中で、質問をつけてる中で、相当細かくなり過ぎて、先ほどのご意見も出ましたように、相当見づらいところになるところと、そのいろんな質問のところちょっと入れさしていただいている部分もありますので、ご意見いただいた部分にどこまで、こちらの方できるかはちょっとわからないんですが、その中で調査の方、作らせていただいたということをちょっとご理解いただければなと思います。おっしゃられる部分についてもご理解できますので、何かできる方法があるのであればちょっとご検討はさせていただきたいと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございました。できましたら他の項目と同じように、表現の方法についてまた事務局の方で検討していただくということでよろしかったでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

人権に関わるテーマは、非常にたくさんあるかと思うんですけれど、私もこの 7 番を見せていただいたときに、こんなにもあるんだなっていうのは実際のところ感じたところですよ。それをすべて、この 16 ページの中で全部聞いていくっていうのは、確かに難しいことではあると思いますが、ある程度絞って、女性それから子ども、外国人、その他の人権ということで、わかりやすくまとめていただいているのではないかなと思います。今までご意見いただいたように、ここの表現もう少し工夫することで回答率が上がりますよとか、そういったご意見でも結構ですし、皆さんの感想でも結構かなと思うんですが、お聞かせいただければと思います。今日ご出席いただいて、まだご発言のない方で、ちょっとご指名をさせていただいてもよろしいでしょうか。いかがですか。

【委員】

アンケートとかを見たときに、この人権のことなんですけども、高齢者のための人権相談や電話相談を充実させるっていうのは、私の勝手な気持ちなんですけど、個人的な気持ちなんですけど、これはこれでいいんですけど、やはり高齢者っていうのも、年齢幅が今広がってきました。長寿っていうか。そうしますと、相談したい、電話相談をしたいと思っても、なかなかそういうことができない方のほうが多くなってきました。高齢者の方も、やはり民生委員さんとか、それから今でしたら、自治会、それからまち協さん、そういうところ

とタイアップしていただいて、まず、民生委員の方に高齢者が困ってることを言う。で、それをまた自治会に持っていってもらって、それからまた、そういう相談窓口、社協とか、社協なんかは簡単に対応してくださるんですけども。そういうふうな方法が、高齢者としてこれからひとり住まいの方とか、そうなるとういんじゃないかなってというのが、これは自分の考えです。すいません以上です。ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。確かにね電話相談とかいろいろな相談、外国人のことで私どもは行ってますけれど、電話アクセスできる人はまだいいですね。その陰に隠れてる、そこにアクセスできない人への対応が本当はせなあかん事っていうのは、よく言われることなんですよ。なかなかそこに対してね、手を打つことが難しいっていう現実もあるのかなっていうふうに思います。日々、民生委員さんとしていろんな方とのおつき合いの中で、そういう声も聞かれているのかと思いますが、何か今のご発言に対してご意見ありましたら。

【委員】

今の話がありましたように、実際にその声を出してきてもらう方に対しては、それほどこちらも気にしなくていいというかね、どっかへつなげていくことができるんですけども。こちらから話し掛けていっても、それに対してきちんと言えないっていうのも、殻に入ってしまったらですと、全く話してもらえない方もいるわけですね。ですからそういう人をどういうふうにして、声をね、言ってもらえるかどうか、引き出すかっていうところが、私はやっていて一番難しいところなんです。あるいは最近よく言われているんですが、ヤングケアラーの問題にしても、色んな問題にしても、みんな家の中、家庭の中でやっていて、その家庭の変化の違いだけで同じなんです。その辺はだからどういうふうにしてやってもらうかというためには、やっぱりどんどん社会の中で、そういうことを啓発してくって言うと大袈裟になりますけども、こうしていただきっちゃうのをどんどんこちらから出していけないと駄目だと思いうんです。それは市の広報であれ地域のまち協の新聞であれ、そういったものの中でどんどん出していけないと、中へ入ってしまったその人たちに物を言うためには、相当難しいということ。全くその通りなんです。できるだけだから、外へ外へ出て知ってもらうために、こういうことやってできますよってことを普及、啓発していかないと。そのことの大変大切さというのは、日頃痛感しています。

【会長】

ありがとうございます。今のお話ですと、なかなか見えない部分が見えるようにしていくために、細やかな人の関わりが必要になってくるっていうことではあると思うんですが、民生委員の方々にお世話になった後、自治会の方という話も出ましたが、今日初めてご参加い

ただいている委員さんは、自治会の方の役割ではあるかと思うんですが、今のご意見ですとか、今日の話し合いの中で、何かご発言ありましたらよろしくお願いします。

【委員】

松阪市の市民意識調査自体が、これだけ丁寧な、かなも振ってあって、いろいろこのアンケートは私らも調査をしますけれども、こんだけなんていうか神経使って、アンケート取らなきゃいけないのかなというほど慎重にされておるので、その点、皆さん方の意見を取り入れて、建設的な意見でしたのでね。事務局の方も相当大変だと思います。ですので、今までの意見を聞いていて、それを取り入れてアンケートしていただいたらいいかなと。昨年とったのがないわけですから。ずっと10年前ので比較がないわけですからね。これをより良く、回収率を高めるっちゅう努力をして、意識が今の現状どうなってるのかと。このアンケートがどういうふうに本当に影響するのかというのが、効果あるようにしていただければありがたいと思います。大変、事務局の方もいろいろな意見を取り入れて努力されておるんで、いろいろなアンケート調査を我々も取りますけども、こんだけ神経使って、いろいろ努力されておるのは本当にびっくりしました。今後ともひとつ努力されまして、意見を取り入れて回収率をひとつよろしく願いたいと思います。先ほどの比較がないという部分では残念だなと思います。以上です。ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

すいません。補足をさせてください。先ほど民生委員さんとか、それから自治会長さんとかいう名前を出したのは、その方たちは、個人情報を持ってみえるからです。それで、民生委員さんとか自治会長さんとか言わしていただいたんですね。まず、隣の方、どなたでも相談するのはいいですよ。電話以外ね、電話とか、訪ねて行ってじゃなくってもいいんですけども、やっぱりその人権っていうところに引っかかってきて、それには子どもさんとか、そういうみんな知らなくて、お話する。でも、自治会長さんとか民生委員さんっていうのは、子どもさんの住んでみえるところとか連絡先とか、皆知ってみえるので、それで名前を出させていただいたんです。それとLGBTですけども、それは伊賀市の方がすごく力入れてみえまして、私ね、4、5年前になると思うんですけども、あそこはLGBTの市役所に行ったらステッカーをくれるんですわ。そのステッカーを私は、今ちょっと取ってるんですけど、貼ってました。もしそういう興味というか、そういうふうに協力したいとか、それからそれには理解しますっていうふうに、ステッカーに書いてありますんで、よろしかったらそちらの方も。ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。確かに個人情報の部分がありますのであれですが、隣同士で声をかけあえれば、会うことができれば一番いいんでしょうけれど、なかなかそういう状況が見られない中で、本当民生委員さんですか、自治会の役員の方々にご負担が増えているっていうのは、私も遠巻きながら感じています。実際に活動していただいている方々に本当に感謝を申し上げたいと思うんですけども。みんなが生きやすい社会になればいいなというふうに思ってます。少しアンケート内容からそれてしまいましたが、ご意見ありがとうございました。ではどうでしょうか。最後にこれ、もう一つ聞きたいわというふうに、2回目3回目でも結構ですので、ご発言の方お願いできればと思いますが。はい。お願いいたします。

【委員】

アンケートを見せていただいて、第1印象は「字が多いな」というふうに思ったんですね。ルビも丁寧に振っていただいているので、さらに分量が増えているっていうことがあって。例えばですね、今、ユニバーサルデザイン文字ってありますよね。UD文字って。この字に変えていただくと随分読みやすく、見た目ですけど、なるので、そんな工夫をしていただけるといいかなと思います。以上です。

【会長】

いかがでしょうか。これは、ゴシックじゃなくて、メイリオかな。

【事務局】

この文字につきましては、前回までと同様、見やすさも踏まえて丸ゴシックにさせていただいています。ちょっと不勉強で申し訳ないんですが、UD文字とすると、どんな感じになるのかちょっと。

【事務局】

広報の字体ですね。

【委員】

これは学校なんかでもよく使われています。

【事務局】

ちょっとそちらも検討させていただきたいと思います。自分の方が不勉強で申し訳ございません。

【会長】

あと多分、ルビを入れていただくことでこの行間がものすごく圧縮されるじゃないですか。これ12ポイントぐらい作って見えるのかもしれないんですけど、もう少し行間が空くと読みやすくなるかなと思うんですね。ちょっと設問の数の関係もあって、12っていうのは、外せないところかもしれませんが、11ぐらいでも見れそうであれば、それでもちょっとご検討いただくっていうのもありかなとは思いますが。ルビ振りになるとどうしても読みづらく、日本人にとっては読みづらくなるっていうのはあるかと思しますので、その辺も一度また検討していただければと思います。

【事務局】

おっしゃられる部分もご理解さしてもらっておる中なんですが、いろんなところで検討させていただいております。12ポイントのところで作らしてもらってますが、お話いただいておりますように11ポイントにすると、やはり文字が小さくなるので、見にくいというところの弊害も出てきます。おっしゃられるように、こちらルビが振ってあることで、行間の関係で読みにくくなっておるといっても、把握をさせていただきながら作ったというのも現状です。何かを削らないと、この答えが出てこないというのが今の流れにあります。質問を減らすとか、そういうことにもなってきかねないということですので、一度この部分についてはいろんなパターンを作ってみて、考えさせていただければと思いますので、ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。他によろしかったでしょうか。

【委員】

これは当然市民意識調査ですから、住民票の登録されておるわけですね。外国人の方にもお願いしますってことでよろしいですか。日本人だけではないですんよな。市内在住の外国人の方のところにもいくと。

【事務局】

松阪市に現在のところ登録しておる方ということですので、外国人の方も含むということで検討さしてもらってます。

【委員】

そのことを踏まえて、作ってもらってるんですね。

【事務局】

そうですね。今4,700名からの外国人の方が松阪市内におられますので、当然ながら、その調査対象になると思っております。ですので本当でしたら、これよく国勢調査なんかですと、すべての、できる限りの外国語版で、中国語があり、ポルトガル語がありとできたらいいんですけどもそこまでちょっとできませんので。ただ、当然ながら私どもの課では多文化共生の仕事もしておりますので、市内の外国人の方のいろんなグループだったり、団体さんも把握しておりますので、そこはもう直接、こういった調査がありますと、ただし日本語しかありませんけども、もしもわからんことあれば、うちの方へ問い合わせくださいという形でできます。繰り返しになりますが少しでもその回答がいただけるような形で、いろんな形で調査の方進めて参りたいと思いますのでひとつよろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。先ほどのご意見もありましたように、いろんな面に配慮いただいているアンケートだっていうことで、外国人の人たちも積極的に回答してもらえたら嬉しいなというふうに私も思っています。他にはいかがですか。

【委員】

家族の方への記入をお願いのところがあんですけども、一応送った本人でないこれ回答は駄目という文章になると思うんですけども、本人回答できなかつたらアンケートのデータを拾う上で、家族が回答して出すっちゃう、せっかく送った書類やで白紙で戻してもらうよりは、本人が駄目だったら、この三項目あるけれども、家族が回答してポスト入れて出してもらうっちゃう案件ではあかんのでしょうか。そうすればやっぱ、データ取るのに1件でも。白紙で送ってもせっかくアンケート出したのに本人が答えたくないっちゃうて白紙で戻ってくるぐらいだったらやっぱね。その家族の意見をここで把握できたらどうかなと思うんですけど。いかがでしょうか。

【会長】

事務局のほういかがでしょうか。

【事務局】

このあたりについての調査項目について、方法についての話は意見がいくつか出たことも事実です。ただその中で無作為抽出をしようということもありまして、その関係で松阪市の傾向を見せていただくというときに、先ほども出てる年齢の関係とか男女のことも含めて、調査の方、回答していただいとるということから、実際のところはそういう方で回答していただくことも出てこないとは限らないんですが、私どもの姿勢とすると、調査を送らせていただいた方に回答願いたいという考え方でいきたいなというふうに考えております。

【委員】

それはそれでわからないこともないんですけども、せっかく送ったアンケートを白紙で戻すような状態の回答方法が、いかがなものかなと思って私は提案しただけのことであって。せっかく送ったのに、本人が回答しないから白紙で返ってくるっちゅうんだったら、もったいないと思うんですよね。だからここに向けて、家族が回答するとか何かで、回答して、このアンケートをちょっと出してもらえる方法をできないかなと思って提案してます。

【会長】

いかがでしょうか。

【副会長】

法律的にいうと個人に送った文書だから、別の方が勝手に出すと、これは問題あるよ法律的に。

【会長】

なるほど。

【副会長】

送った本人のだから。送った本人以外の方が書いていったら、これ別もんになるよ。実質的にね。だから、それはわかりますけども、これ個人宛の文書を第三者が書いて、回答しましたっていうのは。

【委員】

名前も何も書いて送ってくるわけじゃないからね。

【副会長】

でもね、もともと何%ってのは返ってこないことを想定してやっていますので。ですからそれはもうこれ、棄権の負担の中に入ってんだよね何%は不回収って。想定内です。

【会長】

本人宛ての文書、お手紙をいくら家族といえども勝手に開けてはいけないという、そういう話も確かあったかなということは今思い出しましたが。今の点は、ご了承いただけますか。

【委員】

名前書いて回答してるんだったらそりゃ駄目だろうけどなあとは思いますが、個人名は何も書かないんだから、意見として見てもらって、回答してもらおう方法はどうかかなと思って提

案したんです。

【会長】

1,500しかないから回答率上げるっていうためにお考えいただいたんだと思いますが、いろんな法律の壁があるみたいですので。ありがとうございました。他にはよろしかったでしょうか。

ありがとうございます。そろそろ時間の方も近づいて参りましたので、これで今日の審議会の方を終了したいと思います。皆様、忌憚のないご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。事務局の方、忙しいかと思えますけれど、どうぞよろしく願いいたします。では事務局の方から何かありますでしょうか。

【事務局】

本日はありがとうございました。今回ご審議いただいた内容を踏まえまして、意識調査の実施、またその内容について、調査項目について、ご案内等については事前にさせていただければなというふうに考えてます。なお、今年の審議会につきましては、全体で3回ということで残り2回の開催を考えております。一応、連絡させていただいて、もう一度、意識調査についてという話もあったんですが、事務局の考え方といたしましては、意識調査につきまして調査いたしました中間報告及び調査結果を踏まえました基本方針案についての協議ということで、1回させていただきたいと思っております。残り1回につきましては令和4年度の人権施策行動計画の評価検証について、もう一度審議の方をさしていただければというふうに考えております。合計2回残り本年度させていただければと思います。次回開催につきましてはその考え方によりますもので、令和4年度の意識調査の中間報告が出た時点、その時点で、また年末か年明けになると思うんですが、そのあたりについて開催の通知をさせていただければと思いますので、よろしく願いします。次回開催時におきましても、ご出席いただきますよう、よろしく願いします。事務局の方からは以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。今年は忙しくなるかと思いますが、よろしく願いいたします。それではこれもちまして第1回の審議会の方を、終了させていただきます。皆様ありがとうございました。